**事前審査依頼書**

|  |
| --- |
| ２０２５年３月３１日以前に確認済証を取得した建築物で、２０２５年４月１日以降に工事に着手したため、適合性の確認が必要となりましたので、下記の通り、事前審査を依頼します。また、ＥＲＩが交付した性能評価書等を活用して省エネ適判を省略する場合、確認検査業務において、性能評価書等に要した図書および書類を利用することに同意します。指定確認検査機関日本ＥＲＩ株式会社　御中建築主 住　所 氏　名 　　　法人の場合は、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名記 |
| （１）確認年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| （２）工事着手日 | 　　　　年　　月　　日（着工が2025/4/1以降の建築物が対象です） |
| （３）受付番号 | 第ＥＲＩ-　　　　　　　　号 |
|  添 付 図 書 | （４）意匠・構造等 | * 不足する意匠・設備関連図書
* 不足する構造関連図書
* 無し
 |
| （５）省エネ | * 省エネ義務化による基準省令に基づく基準による審査（仕様基準）
* 無し　⇒（６）省エネに関する確認事項 へ
 |
| （６）省エネに関する確認事項 | （５）の仕様基準ではない場合、下記にチェックをお願いします。下記の図書は、検査時に添付をお願いします。※「ＥＲＩに提出」の場合は、検査時の図書の添付は不要です。 |
| * 省エネ適判（□ ＥＲＩに提出　 □ 他機関に提出）
* 性能評価書等※を利用（□ ＥＲＩに提出　 □ 他機関に提出）

※設計住宅性能評価、長期優良住宅等計画の認定、長期使用構造等の確認 |
| 備考欄 | ※ＥＲＩ受付欄 |
|  |

* 検査を円滑に進めるために、検査申請までに、全ての不足図書の適合性の確認が終了するようお願いいたします。
* 事前審査を要する項目が、意匠、構造、省エネ（仕様基準）等のうち、複数該当する場合でも、事前審査依頼書は、一度にまとめて提出をお願いします。
* 正本、副本の２部を提出してください。（電子の場合は１部のみ）
* （６）欄のみ該当する場合は、検査の申請時に、事前審査依頼書を提出してください。